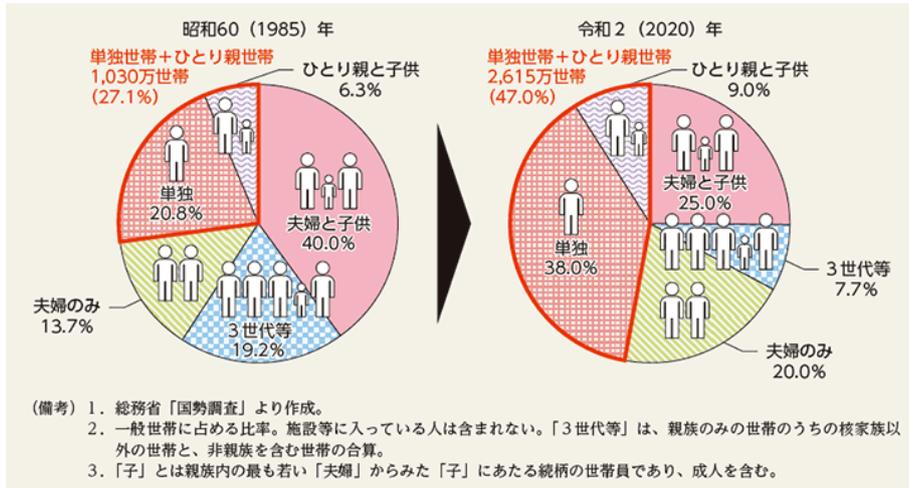


# 男女共同参画社会の実現をめざして

2023年11月発行 編集・発行：忠岡町企画人権課 電話：22-1122 FAX：22-0364



## 家族の姿の変化



人生100年時代を迎え、日本の家族の姿は変化し、人生は多様化しています。昭和60年の調査では夫婦と子供世帯の割合が多かったものの、令和2年の調査では単独世帯の割合が多くなりました。それに伴い、働き方や就業に関する意識も変わりつつあります。

(男女共同参画白書 令和5年版より)

しかし、有償労働（仕事）時間が男性、無償労働（家事関連）時間が女性に大きく偏るなど、依然として固定的な性別役割分担が残っています。

その背景には、昭和の高度成長期に確立された、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用慣行の存在の影響があると考えられます。家事・育児等の負担が偏ること、長時間労働等の慣行が変わらないことで、社会にさまざまな歪みが生じています。

- 【一例】・女性の社会での活躍の遅れ
- ・男女間の賃金格差
  - ・男性の生活や健康への影響

内閣府の調査結果から、女性の就業継続、昇進、管理職になることへの意欲が高いことが分かっています。しかし、家事・育児等の負担が偏っているため、仕事との両立を課題に感じている女性も多いと考えられます。

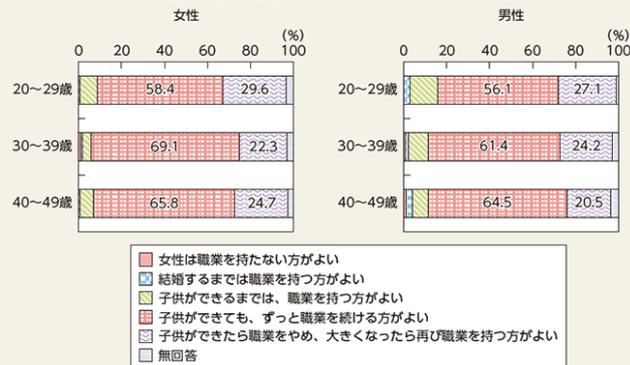
一方、男性の中でも若い世代ほど仕事時間を減らしたいと考える傾向が強いことも分かっています。若い世代は、家事・育児等への参画意欲や育児休業取得意欲も上の世代と比較して高いことから、長時間労働等の慣行が男性の家事・育児への参画を阻んでいると思われます。

(裏面に続く)

特-6図 年代別女性の就業継続に関する意識の変化

年代	意識	女性 (%)			男性 (%)		
		平成12 (2000) 年	平成21 (2009) 年	令和元 (2019) 年	平成12 (2000) 年	平成21 (2009) 年	令和元 (2019) 年
20～29歳	子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい (%)	30.3	52.8	57.7	26.8	38.5	43.8
	子供が大きくなったら再び職業を持つ方がよい (%)	46.2	35.2	20.6	37.4	30.8	28.1
30～39歳	子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい (%)	36.1	47.0	68.4	37.0	46.9	62.9
	子供が大きくなったら再び職業を持つ方がよい (%)	43.4	39.4	23.2	36.1	31.3	23.4
40～49歳	子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい (%)	40.2	52.8	73.7	35.5	52.0	57.0
	子供が大きくなったら再び職業を持つ方がよい (%)	38.1	34.0	19.2	40.8	26.5	25.8

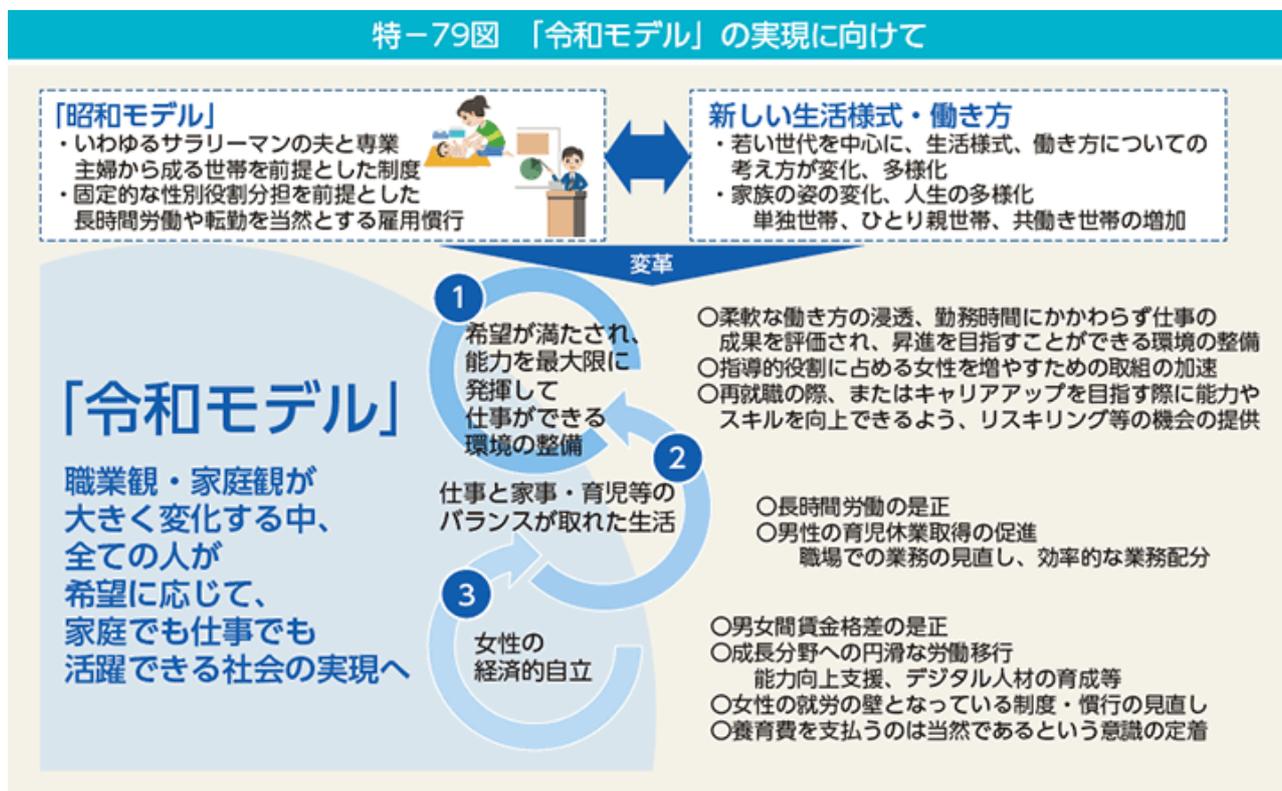
<女性が職業を持つことに対する意識 (令和4 (2022) 年)>



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成。  
 2. 質問文は「一般的に女性が職業を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。令和元 (2019) 年以前の選択肢は「女性が職業を持たない方がよい」「結婚するまでは職業を持つ方がよい」「子供ができるまでは、職業を持つ方がよい」「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」「子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」「その他」「わからない」。令和4 (2022) 年調査から、調査方法が個別面接聴取法から郵送法に変更となり、選択肢も一部変更となっているため、過去の調査結果との比較はできない。

コロナ下においてテレワークの導入が進んだことにより、働く場所にこだわらない多様な働き方が社会全体に浸透しました。

今こそ、固定的性別役割分担を前提とした長時間労働等の慣行を見直し、男性は仕事・女性は家庭の「昭和モデル」から、全ての人々が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会、「令和モデル」に切り替えていくときと言えるでしょう。



(男女共同参画白書 令和5年版より)

人権週間に、人権・男女共同参画に関する講演会（人権のつどい）を開催します！詳しくは、案内チラシをご確認ください。

「大切なのはいたわり・愛～多様性社会を自分らしく生きる～」

12月10日(日) 13時開場・13時30分開演 忠岡町ふれあいホール  
(参加申込みは、12月1日(金)まで)



秘密は守られます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

<p><b>★インターネット人権相談</b></p> <p>☞ <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a></p> <p>(24時間受付、後日回答 外国語10か国語対応可能)</p>	<p><b>★SNS (LINE) による人権相談</b></p> <p>※友だち追加・認証が必要です。</p> <p>8:30~17:15 (土日祝日・年末年始除く)</p>
<p><b>★大阪府人権相談窓口 [大阪府人権協会]</b></p> <p>☎ 06-6581-8634 ☎ 06-6581-8614</p> <p>月～金曜日(平日相談) 9:30~17:30</p> <p>※火曜日のみ夜間(20:00)まで</p> <p>第4日曜日(休日相談) 9:30~17:30 (平日相談は祝日・年末年始除く)</p> <p>!手紙、ハガキ等・メール・面談相談あり</p>	<p><b>★労働相談 [大阪府労働相談センター]</b></p> <p>☎ 06-6946-2600 (労働)</p> <p>☎ 06-6946-2601 ☎ 06-6946-2608 (セクハラ・女性) (テレワーク)</p> <p>月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00~18:00</p> <p>※木曜日のみ夜間(20:00)まで</p> <p>!e-mail・オンライン相談あり/外国語対応あり</p>